兵庫大学健康科学部履修規程

「平成 13 年 4 月 1 日制定 兵 大 程 第 57 号

(目的)

第1条 この規程は、兵庫大学学則(以下「学則」という。)に基づき、兵庫大学健康 科学部(以下「本学部」という。)の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業の 資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 学則第19条別表第2、別表第3及び別表第4に掲げる授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(必修科目、選択科目)

- 第3条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。
 - (1) 必修科目……必ず履修しなければならない科目
 - (2) 選択科目……指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、 履修しなければならない科目

(履修登録)

- 第4条 学生は履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。
- 2 学生が履修登録できる年間単位数及び一の学期に登録することのできる単位数は 次のとおりとする。ただし、3年次への進級要件を充足しなかったため、原級留置と なった者及び卒業延期者についてはその限りではない。

学科	単位数(年間)	学期の上限
栄養マネジメント学科	60 単位	一 (制限なし)
健康システム学科	52 単位	30 単位
看護学科	60 単位	30 単位

- 3 前項の履修登録単位数には、次の単位は含まない。
 - (1) 教職に関する科目の単位
 - (2) 栄養マネジメント学科及び看護学科における再履修科目の単位
- 4 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。
- 5 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(進級要件)

- 第5条 3年次に進級するためには、2年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。
 - (1) 49 単位以上を修得し、かつ第 14 条に定める全履修科目の単位当たりの成績の平均値(以下「GPA」という。) の累積が 2.0 以上
 - (2) 68 単位以上修得
- 第5条の2 栄養マネジメント学科については、3年次に進級するためには、2年次 終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。
 - (1) 60 単位以上修得し、かつ GPA の累積が 2.0 以上
 - (2) 78 単位以上修得し、かつ専門教育科目を54 単位以上修得

(「臨地実習」の履修要件)

第6条 栄養マネジメント学科については、次の科目(臨地実習科目)を履修登録するためには、履修登録時までに別表1に指定する要件を充足していなければならない。

第6条の2 看護学科については、臨地実習科目を履修登録するためには、履修登録時 までに別表2に指定する要件を充足していなければならない。

(「卒業研究」の履修要件)

- 第7条 健康システム学科については「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」を履修登録するためには、3年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。
 - (1) 86 単位以上修得し、かつ GPA の累積が 2.0 以上
 - (2) 100 单位以上修得

(「総合演習」の履修要件)

- 第7条の2 栄養マネジメント学科については、「総合演習 I」「総合演習Ⅲ」「総合演習IV」を履修登録するためには、履修登録時までに次の要件を充足していなければならない。
 - (1)「総合演習 I」 ……「給食管理臨地実習」の履修要件を満たしていること
 - (2)「総合演習Ⅲ」……「総合演習Ⅱ」の単位修得。かつ 101 単位以上修得
 - (3)「総合演習Ⅳ」……「総合演習Ⅲ」の単位修得

(再履修)

- 第8条 学生は、不合格となった授業科目を修得するためにその科目を翌年度以降に 再履修することができる。
- 2 試験の結果、可以上の評価を得た授業科目については、再履修することができない。 (試験の種類)
- 第9条 健康システム学科で行う試験は次のとおりとする。
 - (1) 定期試験
 - (2) 追試験
- 第9条の2 栄養マネジメント学科及び看護学科で行う試験は次のとおりとする。
 - (1) 定期試験
 - (2) 追試験
 - (3) 再試験

(試験の受験資格)

- 第10条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受ける ことができない。
 - (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその 授業科目
 - (2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目
 - (3) 授業の出席回数が、当該授業科目の定められた授業実施回数の三分の二に満たないときその授業科目。ただし、学外実習科目については別に定める。

(定期試験)

- 第11条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。
- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができる。
- 3 定期試験の判定は、100点満点とする。
- 4 その他定期試験について必要なことは、別に定める。

(追試験)

- 第12条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった場合、追試験を受験することができる。
- 2 追試験を希望する者は、あらかじめ試験開始日までにその旨を教務課へ届けなければならない。

- 3 学部長は、前項の者が追試験願を提出し妥当と認めたときは、追試験を行う。
- 4 追試験は、一回のみ行う。
- 5 追試験の判定は、定期試験に準ずる。
- 6 その他追試験について必要なことは別に定める。

(再試験)

- 第12条の2 栄養マネジメント学科において、学生は、各学期に履修登録した学科専門教育科目の中で、成績評価の結果、「不可」となった講義又は演習科目について再試験を受験することができる。
- 2 看護学科において、学生は、各学期に履修登録した学科専門教育科目の必修科目の中で、成績評価の結果、「不可」となった講義又は演習科目について再試験を受験することができる。
- 3 再試験を受験できる者は、「不可」の点数が40点~59点の者とする。
- 4 再試験を希望する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日にその旨を教務課に届けなければならない。
- 5 学部長は、前項の者が再試験願を提出し妥当と認めたときは、再試験を行う。
- 6 再試験は、1科目につき1回のみ行う。再試験に対する追試験は行わない。
- 7 再試験の成績評価は、「可」又は「不可」の評価をもってする。
- 8 その他再試験について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第13条 受験中に不正行為を行った者に対しては、試験室からの退室及び教務課への 出頭を命じ、当該科目の受験を無効とする。

(成績評価)

- 第14条 成績の判定は点数で、成績通知は秀、優、良、可、不可の評価をもってする。
- 2 成績評価は次の基準によるものとし、「可」以上をもって合格とする。
 - (1) 秀 90 点~100 点
 - (2) 優 80点~89点
 - (3) 良 70点~ 79点
 - (4) 可 60 点~ 69 点
 - (5) 不可 60 点未満
- 3 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 3 号に規定する当該授業科目の成績評価は「欠格」とする。
- 4 その他成績評価について必要なことは、別に定める。

(GPA)

第15条 各学期毎に、GPAを表示し、以下の計算式によって算出する。

GPA = (科目の単位数)×(その科目で得たグレードポイント) 〕の総和 (履修登録した単位数) の総和 (小数点第3位以下切り捨て)

2 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
不可	0.0

(単位の授与)

- 第16条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。 (卒業要件)
- 第17条 所定の期間在学し、別表3に定める授業科目群から、必修科目を含め124 単位以上を修得した者について卒業を認定し、学士の学位を授与する。 (規程の改廃)
- 第18条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会に諮り、大学運営会議の議を経て、 学長が決定する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は学部長が定める。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第4条の2については、平成13年度入学者から適用する。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

だたし、第4条第2項及び第3項に規定する栄養マネジメント学科の履修登録については、平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、第 10 条及び第 12 条の 2 の規定については、平成 24 年度以前に入学した在学者にも適用する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

臨地実習科目名	指定する科目名
給食管理臨地実習	「調理学実習I」「給食経営管理論」「給食管理実習I」
臨床栄養臨地実習	「調理学実習 I 」「臨床栄養学 I 」「臨床栄養学 II 」 「給食経営管理論」「給食管理実習 I 」
公衆栄養臨地実習	「公衆栄養学Ⅰ」「公衆栄養学Ⅱ」

ただし、編入学生については「臨床栄養臨地実習」の履修要件は適用しない。

別表 2 (第6条の2関係)

別表2(第6条の2関係)			
臨地実習科目名	指定する科目名		
基礎看護学実習Ⅱ	次の科目を修得済である者		
	「看護学概論」「看護理論」「ヘルスアセスメント」		
	「看護技術論 I (生活技術援助)」「基礎看護学実習 I 」		
成人看護学実習I	次の科目を修得済である者		
	「基礎看護学実習Ⅱ」「成人看護学概論」		
	「成人看護援助論 I (生命危機状態にある人)」		
成人看護学実習Ⅱ	次の科目を修得済である者		
	「基礎看護学実習Ⅱ」「成人看護学概論」		
	「成人看護援助論Ⅱ(常態の維持・増進が困難な人)」		
老年看護学実習 I	次の科目を修得済である者		
	「基礎看護学実習Ⅱ」「老年看護学概論」「老年看護援助論」		
老年看護学実習Ⅱ	次の科目を修得済である者		
	「基礎看護学実習Ⅱ」「老年看護学概論」「老年看護援助論」		
母性看護学実習	次の科目を修得済である者		
	「基礎看護学実習Ⅱ」「母性看護学概論」「母性看護援助論」		
小児看護学実習	次の科目を修得済である者		
	「基礎看護学実習Ⅱ」「小児看護学概論」「小児看護援助論」		
精神看護学実習	次の科目を修得済である者		
	「基礎看護学実習Ⅱ」「精神看護学概論」「精神看護援助論」		
在宅看護実習	次の科目を修得済である者		
	「基礎看護学実習Ⅱ」「在宅看護概論」「在宅看護援助論」		
看護の統合と実践実習	希望する実習領域に対応する臨地実習科目		
	(「成人看護学実習 I 」「成人看護学実習 II 」「老年看護学実		
	習Ⅰ」「老年看護学実習Ⅱ」「母性看護学実習」「小児看護学		
	実習」「精神看護学実習」のうちのいずれか 1 科目)の実習		
	単位修得見込みの者		
公衆衛生看護学実習 I	次の科目を修得済である者		
	「日本国憲法」「社会福祉論」「家族関係論」「精神保健」「環		
	境保健学」「保健医療福祉行政論」「公衆衛生学(疫学含)」「保		
	健統計学」「基礎看護学実習Ⅱ」「公衆衛生看護学概論」「健		
	康教育論」「学校保健概論」「疫学」「公衆衛生看護学活動展		
	開論」「健康相談活動の理論と実践」「産業保健論」		
公衆衛生看護学実習Ⅱ	次の科目を修得済である者		
	「公衆衛生看護学実習I」		

別表 3(第 17 条関係)

栄養マネジメント学科

授業科目群	共通教育科目		26 単位以上
	専門教育科目	I 群(領域に関する科目)	13 単位以上
		Ⅱ群(専門基礎に関する科目)	28 単位以上
		Ⅲ群(専門に関する科目)	24 単位以上
		卒業研究	_
その他、上記の授業科目群のいずれかから33単位以上			
	合計 124 単位以上		

健康システム学科

授業科目群	共通教育科目		26 単位以上
	専門教育科目	専門基礎科目群	20 単位以上
		I 群(運動・体育に関連する科目)	6 単位以上
		Ⅱ群 (養護・保健に関連する科目)	6 単位以上
		卒業研究	6 単位
その他、上記の授業科目群のいずれかから 60 単位以上			
			合計 124 単位以上

看護学科

共通教育科目 授業 科目専門教育科目 群	共通教育科目		22 単位以上
		専門基礎科目	28 単位以上
	東 田	専門実践科目	64 単位以上
	統合科目	10 単位以上	
		関連科目	_
	合計 124 単位以上		